

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

号 外(2)

## 目 次

## 告 示

漁業災害補償法の規定による一定の水域又は区域についての一部改正	1
保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度	4
県営土地改良事業換地計画書の縦覧	5

## 告 示

富山県告示第284号

漁業災害補償法の規定による一定の水域又は区域についての一部改正  
について

漁業災害補償法の規定による一定の水域又は区域について（昭和49年富山県告示第1147号）の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の第2項の規定は、その共済責任期間の開始日が平成20年6月2日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が6月1日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成20年6月2日

富山県知事 石 井 隆 一

第2項の表中

氷見区域 〔氷見漁業協同組合の地区〕	氷見市一円（藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、中波、脇、中田及び姿を除く。以下この項において同じ。）又は高岡市太田若しくは渋谷の区域に住所を有する者が営む春敷網漁業 氷見市一円又は高岡市太田若しくは渋谷の区域に住所を有する者が営む秋敷網漁業 氷見市一円又は高岡市太田若しくは渋谷の区域
-----------------------	---

に住所を有する者が春敷網漁業と秋敷網漁業とを併せ営む漁業

氷見市一円又は高岡市太田若しくは渋谷の区域に住所を有する者が営むぶり定置漁業

氷見市一円又は高岡市太田若しくは渋谷の区域に住所を有する者が営むまぐろ定置漁業

氷見市一円又は高岡市太田若しくは渋谷の区域に住所を有する者が営むいわし定置漁業

氷見市一円又は高岡市太田若しくは渋谷の区域に住所を有する者が営む小型定置漁業

法第 104 条第 2 号に掲げる漁業のうち、氷見市一円の区域に住所を有する者が営む から までに掲げる漁業以外の漁業

法第 104 条第 2 号に掲げる漁業のうち、高岡市太田又は渋谷の区域に住所を有する者が営む から までに掲げる漁業以外の漁業

氷見市藪田、小杉又は泊の区域に住所を有する者が営むぶり定置漁業、まぐろ定置漁業又は小型定置漁業

法第 104 条第 2 号に掲げる漁業のうち、氷見市藪田、小杉又は泊の区域に住所を有する者が営むに掲げる漁業以外の漁業

氷見市宇波、脇方、小境又は大境の区域に住所を有する者が営む大型定置漁業又は小型定置漁業

法第 104 条第 2 号に掲げる漁業のうち、氷見市宇波、脇方、小境又は大境の区域に住所を有する者が営む に掲げる漁業以外の漁業

氷見市中波、脇、中田又は姿の区域に住所を有する者が営むぶり定置漁業、大型定置漁業又は小型定置漁業

法第 104 条第 2 号に掲げる漁業のうち、氷見市

を

中波、脇、中田又は姿の区域に住所を有する者が  
営む に掲げる漁業以外の漁業

<b>氷見区域</b> <b>[氷見漁業協同組合の地区]</b>	春敷網漁業 秋敷網漁業 春敷網漁業と秋敷網漁業とを併せ営む漁業 ぶり定置漁業とまぐろ定置漁業とを併せ営む漁業 いわし定置漁業 から までに掲げる漁業以外の大型定置漁業 氷見市一円（藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、中波、脇、中田及び姿を除く。）又は高岡市太田若しくは渋谷の区域に住所を有する者が営む小型定置漁業 法第104条第2号に掲げる漁業のうち、氷見市一円（藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、中波、脇、中田及び姿を除く。）又は高岡市太田若しくは渋谷の区域に住所を有する者が営む から までに掲げる漁業以外の漁業 氷見市藪田、小杉又は泊の区域に住所を有する者が営む小型定置漁業 法第104条第2号に掲げる漁業のうち、氷見市藪田、小杉又は泊の区域に住所を有する者が営むに掲げる漁業以外の漁業 氷見市宇波、脇方、小境又は大境の区域に住所を有する者が営む小型定置漁業 法第104条第2号に掲げる漁業のうち、氷見市宇波、脇方、小境又は大境の区域に住所を有する者が営む に掲げる漁業以外の漁業 氷見市中波、脇、中田又は姿の区域に住所を有
-------------------------------------	--

する者が営む小型定置漁業  
法第104条第2号に掲げる漁業のうち、氷見市  
中波、脇、中田又は姿の区域に住所を有する者が  
営む に掲げる漁業以外の漁業

に改める。

## 富山県告示第285号

## 保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度について

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成20年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成20年6月2日

富山県知事 石井 隆一

単位区域名	保安林の種類	皆伐の面積の限度(ヘクタール)
小川	水源かん養保安林	174.96
	土砂流出防備保安林	267.64
黒部川	水源かん養保安林	291.00
	土砂流出防備保安林	1,111.38
片貝川	水源かん養保安林	267.28
	土砂流出防備保安林	428.30
早月川	水源かん養保安林	219.70
	土砂流出防備保安林	231.52
常願寺川	水源かん養保安林	388.60
	土砂流出防備保安林	553.90
神通川	水源かん養保安林	656.49
	土砂流出防備保安林	510.92
大沢野町伏木	干害防備保安林	5.92

庄川	水源かん養保安林	286.36
	土砂流出防備保安林	1,026.34
城端地区	水源かん養保安林	170.59
	土砂流出防備保安林	51.24
小矢部	水源かん養保安林	374.14
	土砂流出防備保安林	48.71
氷見地区	水源かん養保安林	13.52
	土砂流出防備保安林	3.54
計	水源かん養保安林	2,842.64
	土砂流出防備保安林	4,233.49
	干害防備保安林	5.92
合計		7,082.05

## 高岡市役所

## 教示

- 1 この換地計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この換地計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

## 富山県告示第286号

## 県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営中山間地域総合整備事業とやま西部丘陵地区沢川換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年6月2日

富山県知事 石井 隆一

## 1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成20年6月5日から

平成20年7月3日まで

## 3 縦覧の場所